

受注業者各位

狭山市長

下請代金支払いの適正化について

本市が発注した建設工事について、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号（以下「法」という。）第2条第4項に基づく下請契約を締結して、下請施工をさせる場合にあっては、法第22条に定める一括下請負の禁止条項をはじめとする法第23条以下の各条項を遵守するほか、下記諸点について配慮され、いやしくも下請負人に対し、賃金の不払い、支払遅延等の事象を惹起しないよう十分心掛けるようお願いする。

記

1. 建設工事の請負契約の締結に際しては、当事者は契約の内容を明確にするために契約書を作成し、相互に交付すべきものであるため、下請契約の締結にあたっては、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項を全部記載した契約書を作成すること。
2. 元請負人の地位を不当に利用して、下請工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない請負代金額で下請契約を締結しないこと。
3. 本市は、狭山市建設工事請負等競争入札参加者心得第2条第3項に規定する労務単価に基づき積算しているため、元請負人は、労働者への適切な賃金の支払いに十分配慮すること。
4. 元請負人が前払金の支払いを受けたときは、下請負人に対しても、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。特に公共工事においては、発注者から現金で前金払いがなされるので、企業の規模にかかわらず下請負人に対して相応する額を、現金で前金払いするよう十分配慮すること。
5. 下請代金の支払いは、できる限り現金払いとし、現金払と手形払を併用する場合であっても、当該支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払いとすること。
6. 元請負人は、下請代金の支払いのために振り出す手形の期間を原則として120日以内とし、さらに経済情勢の好転に即応しつつ短縮するよう努力すること。また、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。
7. 元請負人は、下請負人が倒産、資金繰りの悪化等により、下請工事の施工に関し、再下請負人、労働者等の関係者に対し、請負代金、賃金の不払等不測の損害を与えることのないよう十分指導すること。
8. 上記のほか、建設業法及び元請、下請関係の合理化に関する諸通達を遵守すること。